

みよし市自治基本条例

みよし市民憲章(昭和 50 年制定)

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、自らの手でここをいっそう生きがいのある住みよいまちにするために、この憲章を定めます。

- 1 あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし うるおいのある美しいまちにしましょう
- 1 しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ 青少年の伸びるまちにしましょう
- 1 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い文化のまちにしましょう
- 1 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた豊かなまちにしましょう
- 1 進んできまりを守り 互いに信じあえる明るいまちにしましょう

みよし市

みよし市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第5条）
 - 第2章 市民（第6条～第7条）
 - 第3章 議会（第8条～第9条）
 - 第4章 市長及び職員（第10条～第11条）
 - 第5章 行政運営
 - 第1節 総合計画（第12条）
 - 第2節 執行機関（第13条～第16条）
 - 第3節 情報の取扱い（第17条～第18条）
 - 第6章 参画及び協働（第19条～第22条）
 - 第7章 条例の見直し（第23条）
- 附則

前文

私たちみよし市の市民、議会及び市長は、これまでそれぞれの立場でまちづくりの理想を追求し、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たちが、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

このような協働によるまちづくりこそが、私たちのまち「三好らしさ」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めることにつながると私たちは信じています。

ここに私たちは、市のめざす市民自治の理念と基本的なしくみを明らかにし、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

解説

① みよし市の自治、条例制定の理由を前文でまとめています。

自治基本条例が制定される環境条件となった3つの要因は以下のとおりです。

- ① 地域の自主的・主体的な「まちづくり」の進展
- ② 地方分権改革とそれに対応した自治体改革
 - 地方分権の推進により、市町村においては、今まで以上にその政策形成過程等への住民の広範な参加を促し、行政と住民との連携・協力を努め、住民の期待と批判に鋭敏かつ誠実に応対していくことが重要であり、一層の自治体改革に努める必要が生じています。
- ③ NPOや市民活動などの活発化と協働への注目

第①章 総則

目的

第1条 この条例は、本市における自治に関する基本的な事項を定め、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務並びに行政運営を明らかにすることにより、自治の主役である市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治に基づく自立した地域社会を築くことを目的とします。

解説

- ① 自立した地域社会を実現するために、自治の基本事項を定め、市民による自治の確立を図ることを目的としています。

条例の位置付け

第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図ります。

解説

- ① 一般的にまちの憲法といわれ、地方自治体の最高法規としての性格を持たせ、他の個別条例や行政経営の基本として、この条例のもとに体系化を図るとともに、行政執行における最も基礎的な基準となるべきことを掲げています。

ただし、通説的な理解のもとでは、他の個別条例が自治基本条例違反であるとしても、日本国憲法のように違憲であるから無効とすることまでは無理であると考えられます。自治基本条例は、理念条例であり政治的、行政的な意味にとどまるものと考えられます。

定義

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 協働 市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力することをいいます。

解説

① 地方自治法（以下「自治法」という。）第10条に“住民の意義及び権利義務”が定められています。①「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」②「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」とあります。

□ また、自治法第13条の2に、「市町村は、別に法律に定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。」と“住民基本台帳”の整備が義務付けられています。

□ 市町村の区域内に住所を有する者は、すべて住民であり、自然人若しくは法人たるを問いません。また、人種、国籍、性別、年齢、行為能力等は、住民たる要素としておりません。

※ これからは、市内に住所を有する者だけがまちづくりに参画するのではなく、住所の有無を問わず、市内で学ぶ・働く・活動する個人、法人、団体すべてが参画しなければより良いまちづくりはできないと考え、市民を定義しました。

② 市町村に、執行機関として法律の定めにより置かなければならない委員会及び委員は次のとおりです。①「教育委員会」②「選挙管理委員会」③「監査委員」④「人事委員会又は公平委員会」⑤「農業委員会」⑥「固定資産評価審査委員会」（自治法第180条の5）。ただし、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託してもよいとされています（地方公務員法第7条）。

③ 協働とは、人間らしく生きていくために必要な公共サービスを、行政の力だけではなく、地域社会を含む民間の力をも活用して、確保していこうとする考え方です。

基本理念

第4条 この条例の基本理念は、市民憲章を尊重し、市民の一人ひとりが主体的に考え、自らの責任において行動し、市民、議会及び執行機関が相互に補完しつつ協働して、市民自治のまちづくりをめざすものとします。

解説

① 地方自治が「自治」である以上、住民の自主・自律性をその本質とするものであります。市町村が自主自立のまちづくりを推進するためには、住民自治の確立は不可欠です。

また、地方分権の進展により、国と地方は“対等と協力”の関係となり、市町村の役割と責任は増大しました。その結果、市町村は今まで以上の自立した行政経営が求められています。私たちの市が地方自治として成立するためには、「自助」・「共助」・「公助」の“補完性の原則”を徹底しなければなりません。そのため、市民の参画と協働は欠かせない原則であり、基本的な理念となります。

② 昭和50年に制定された、“市民憲章”を尊重するのは、そこに住民自治並びに市民の参画と協働の精神が謳われているからです。

みよし市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と郷土を愛し、自らの手でここをいっそう生きがいのある住みよいまちにするために、この憲章を定めます。

- 1 あふれるばかりの緑と花を育て 川をきれいにし うるおいのある美しいまちにしましょう
- 1 しあわせな家庭をつくり スポーツに親しみ青少年の伸びるまちにしましょう
- 1 教養をたかめ 知性をみがき かおり高い文化のまちにしましょう
- 1 誇りと創意をもって仕事に励み 調和のとれた豊かなまちにしましょう
- 1 進んできまりを守り 互いに信じあえる明るいまちにしましょう

市民憲章には、望ましい市民像としての5つの約束ごとを定めています。

基本原則

第5条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

(1) 参画及び協働の原則

市民は、まちづくりの主役として、市政への参画と協働を推進します。

(2) 情報の共有の原則

市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を共有します。

(3) 公正及び対等の原則

協働によるまちづくりは、公正で対等な関係のもとで進めます。

(4) 信託による行政運営の原則

市長は、市民の代表者として、その信託に応えるため、市民自治のまちづくりの考えのもと、責任を持って行政運営を進めます。

解説

❶ 協働によるまちづくりの基本原則として、「参画及び協働の原則」「情報の共有の原則」「公正及び対等の原則」「信託による行政運営の原則」の四つを定めるとともに、それを踏まえて、協働によるまちづくりを進めるために「だれが」「なにを」「どのように」担うのかについて、あり方を定めるものです。

□ 参画及び協働の原則

「参加」は、意見公募手続(パブリック・コメント手続)による意見陳述、アンケート調査への回答など、何らかの市民参加手続により行政活動に加わることをいうのに対して、「参画」は、「参加」よりも行政活動への関与の度合いが強いことをいいます。

□ 情報の共有の原則

情報の共有は、行政からの一方的な情報提供だけではなく、市民相互の情報発信があってこそ成り立つものです。

□ 公正及び対等の原則

市民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の不当な関与を受けないことをいいます。

□ 信託による行政運営の原則

市長は、信頼をもって市民から託された市政に対する責任を果たします。

第②章 市民

市民の権利

第6条 市民は、快適な環境において安全で文化的な生活を営むことができます。

- 2 市民は、執行機関が行う政策の立案、実行及び評価（以下「政策立案等」という。）に参画することができます。
- 3 市民は、議会及び執行機関が保有する情報を知ることができます。
- 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができます。

解説

- ① 憲法（第3章国民の権利及び義務は除く）、地方自治法で規定する住民の権利
 - ① 普通地方公共団体の役務をひとしく受ける権利（自治法第10条2項）
 - ② 普通地方公共団体の選挙に参与する権利（憲法第93条、自治法第11条）
 - ③ 地方自治特別法に対して同意する権利（憲法第95条）
 - ④ 条例の制定改廃及び事務の監査を請求する権利（自治法第12条）
 - ⑤ 議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権（自治法第13条）
 - ⑥ 住民監査請求（自治法第242条）及び住民訴訟提起の権利（242条の2）
- ※ ③から⑥までの権利の執行に関しては、一定の要件を備える必要があります。
- ② 憲法や地方自治法に定める権利のほか、自治基本条例では、新たな市民の権利を条例という形で法的な権利として保障します。
 - 条例第6条第2項
 - ① まちづくりに参加する権利
 - ② 行政の企画立案と決定及び評価に関し参画する権利
 - 条例第6条第3項
 - ① 行政情報を知る権利
 - 条例第6条第4項
 - ① 公共施設等を利用する権利
 - ② 情報提供を受け、自ら取得する権利
 - ③ 生涯学習講座などの学ぶ権利

市民の責務

第7条 市民は、まちづくりの主役であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進します。

- 2 市民は、政策立案等の参画においては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任します。

解説

- ① 市民が“まちづくりの主役”であることを説明する言葉としては、日本国憲法の前文に謳われている「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という文章に的確に表現されていると思います。「市政は、市民の信託により、権威は市民に由来する。」とすれば、市民は、まちづくりを推進する主要な役目（主役）を担わなければならない、その権威は市民にあると解釈できます。
- ② いつの時代にあっても安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めるためには、自治の主権が市民にあることを強く認識し、無責任な発言や行動は厳に慎まなくてはなりません。
- ③ 行政の責任ばかり追及するのではなく、“補完性の原則”を徹底しなければなりません。
補完性の原則とは、①家庭内で解決できることは「自助」で解決する。②地域社会の隣保共同で解決できることは地域社会の「共助」で解決する。③地域社会の共助をもってしても解決できないことを市役所・町村役場による「公助」により解決することをいいます。
- ④ 自治法第10条第2項に「普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」とあります。
役務の提供とは、地方公共団体によって行われる一切の利便、サービスの提供です。市民は、これらの利便、サービスの提供を、何人も同じ資格で区別なく平等に享受することができます。
- ⑤ 負担の分任とは、地方公共団体が各種の行政活動を行うにあたって要する経費について、その地方公共団体の市民が負担を分かち合うことです。
負担には、地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など法律の定めるところによって市民に課せられるすべてのものが含まれます。

第③章 議会

議会の責務

第8条 議会は、市民の意思を反映し、合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与し、自治を推進します。

解説

① 議会の設置は、日本国憲法第93条第1項及び自治法第89条に規定されています。

議会とは、公選された議員によって組織され、住民の意志を代表・決定する合議制の機関であり、議会政治は間接的民主政治を意味し、住民が議会を通じて間接的に政治の決定権を持つものです。

議員の責務

第9条 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表者として、自らの役割を自覚し、審議能力及び政策提案能力の向上に努め、誠実に職務を遂行します。

解説

① 市議会議員が、直接選挙で選ばれた市民の代表であることを規定する根拠法

① 日本国憲法第93条第2項

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接選挙する。

② 自治法第11条（住民の選挙権） 条例第6条「市民の権利」参照

③ 自治法第17条（議員及び長の選挙）

普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律（公職選挙法）の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。

② 市議会議員は、自治法96条に定める議決事件を審議する能力の向上、及び議員の議案提出権（同法第112条）を履行する政策提案能力の向上に努めなければなりません。

第4章 市長及び職員

市長の責務

第10条 市長は、市の代表者として、第4条に定める基本理念に従い、市民自治を推進します。

2 市長は、市の事務事業を効率的かつ効果的に執行するとともに、市政運営の課題に対応できる知識及び能力を持った職員の育成に努めます。

解説

① 市長の権限は、「普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体を統轄し、これを代表する。」と自治法第147条に規定されています。「統轄」とは、地方公共団体の事務の全般について、当該地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味します。また、「代表」とは、地方公共団体の長が外部に対して当該地方公共団体の行為となるべき各般の行為をなしうる権限をいい、長のなしたる行為そのものが、法律上直ちに当該地方公共団体の行為となることを意味します。

② 市長は、地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する（自治法第148条）とされ、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない（自治法第2条第14項）とされています。また、市長は、「その補助機関である職員を指揮監督」する（自治法第154条）とされており、市の代表者である市長の責任は非常に重大であります。

職員の責務

第11条 職員は、市民全体のために働く者として、誠実かつ公正に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な専門的な知識の習得及び能力の向上に努めます。

解説

① 市職員は、地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。また、法令の遵守（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、守秘義務（同法第34条）、などが規定されています。

第⑤章 行政運営

第1節 総合計画

総合計画

第12条 市は、第4条の基本理念に基づき、総合計画（総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。）を策定します。

解説

- ① 総合計画は、自治法第2条第4項に規定されており、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と義務づけられております。
- ② 総合計画は、地域における総合的・計画的な行政運営を図り、かつ自治基本条例の基本理念に基づき政策を立案し実施されます。

第2節 執行機関

運営原則

- 第13条 執行機関は、行政サービスの向上のため、社会情勢の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。
- 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。
 - 3 執行機関は、政策立案等において市民の参画を推進します。

解説

- ① 自治法第138条の2に規定する「執行機関の義務」を自治基本条例の趣旨に則り、市民自治のまちづくりを推進するための運営原則を定めています。

組織

第14条 執行機関の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的にします。

解説

- 1 自治法第138条の3に規定する「執行機関の組織の原則」を自治基本条例の趣旨に則り執行機関相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能が発揮できる組織を定めています。

行政評価

第15条 執行機関は、客観的に施策、事務事業等を評価し、その結果を公表します。

解説

- 1 みよし市行政評価実施要綱（平成16年4月1日施行）第2条に「実施方針」、第4条に「公表」が規定されておりますが、さらに自治基本条例に定めることにより行政の役割、責務をいっそう明確にします。

説明責任

第16条 執行機関は、政策立案等について情報の提供に努め、市民にわかりやすく説明します。

- 2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、迅速かつ的確に対応します。

解説

- 1 みよし市パブリックコメント手続要綱（平成14年12月1日施行）第1条の「目的」に市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図ることが規定されておりますが、さらに自治基本条例に定めることにより行政の説明責任及び応答責任をいっそう明確にします。

第3節 情報の取扱い

情報の公開

第17条 市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を公開します。

解説

- ① みよし市情報公開条例（平成14年4月1日施行）は、市民の知る権利を尊重し、開かれた市政及び市民参加によるまちづくりをめざした条例ですが、さらに情報公開制度を自治基本条例に定めることにより情報の共有化をいっそう明確にします。

個人情報の保護

第18条 市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を保護します。

解説

- ① みよし市個人情報保護条例（平成16年4月1日施行）は、個人の人格尊重の理念に基づき、個人の権利利益を保護することを目的とした条例ですが、さらに個人情報の保護を自治基本条例に定めることにより個人情報の適正な取扱いの確保をいっそう明確にします。

第⑥章 参画及び協働

住民投票

第19条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、事案ごとに条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市民、議会及び執行機関は、住民投票の結果を尊重します。

解説

- 1 地方公共団体における直接民主制の一方式として、憲法第93条（議会の議員や長の選挙）及び自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその措置）、同法第76条（議会の解散の請求とその処置）、同法第80条（議員の解職の請求とその処置）、同法第81条（長の解職の請求とその処置）などが現行法制度として認められているが、それとは別に、自治基本条例で規定する住民投票は、市政に係る政策案件ごとに条例で定め、住民の意思を直接問う制度で、その投票結果は尊重され、自治実現の基本的な制度です。

協働の推進

第20条 市は、市民の自主的な活動を尊重し、協働によるまちづくりを推進します。

解説

- 1 自治基本条例の基本理念に則り、市民と行政の協働、市民相互の協働を推進するものであります。

市民とは、条例第3条第1項の「市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人・法人・団体」をいい、NPO団体等を含みます。

地域づくりの推進

第21条 市は、自立した地域づくりを推進するため、地域力の向上に努めます。

解説

- 1 条例第1条の目的を達成するため、地域における自治を推進する力、いわゆる「地域力」の向上に努めます。
- 2 地域力とは、「地域の問題は、地域住民が自ら考え行動する力」であり、その住

民の意思を行政は市政に反映させます。

地域にはそれぞれの事情、特徴があります。市は、地域ごとの実情に応じ支援します。

他の自治体との連携

第22条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

解説

① 自治法第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

② 地方公共団体が、それぞれ単独で処理するよりも、広域にわたり処理することが適当である事務を処理する地方公共団体の組合に関する規定

① 自治法第284条第2項 一部事務組合の設置

⇒ 尾三消防組合、尾三衛生組合

第7章 条例の見直し

条例の見直し

第23条 市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行います。

解説

- ① 社会経済環境の変化等により、条例の解釈に疑義が生じることを想定し、5年を超えない期間ごとに自治基本条例の検証を行い、必要に応じ、条例の見直しができる規定を盛り込みます。
- ② 検証機関として、「みよし市自治基本条例」検討（見直し）ネットワーク会議を立ち上げます。

附則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

解説

- ① 市議会において議決された後、速やかに条例は公布されますが、市民への周知や既存条例との整合性を図るための期間が必要となるため、施行日は10月1日とします。